

明治新聞



和装本

18

269



官 詩

明治二年己巳

期
治
新
聞



第十五號

官 許

明
治
新
聞

明治二年己巳

實價一圓

第十五號

石印
堂藏

門 48
號 269
卷

信 宮

卷 十五 終

願 治 口 實 備

早稲田 大學 圖書館
照 28.9.30
藏 書

明治二十二年四月八日

明治新聞第十五号

明治二十二年七月八日

東京出版

○島津家江被為下候

御宸翰之寫

天下ノ大義ヲ明ニシ
朝廷ノ体裁ヲ正シ争乱ヲ撓ニテ之ヲ正ニ及ニ汝先
臣賜中納言ノ遺志ヲ承テ國論ヲ定メ長藩ト共ニ積
年盡忠ノ致所ニ之レヨル自今以後社稷ノ長計モ
亦正ニ汝兩藩股肱トシテ勉ムヘキニアリ凡國体ヲ
正シ強暴ニ備ヘ公義ヲ立テ民安ヲ虞リ獨立不羈

明治二十二年七月八日

ノ基ヲ成ス等ノ事件殊ニ汝等ニ向テ施ントス其レ
速ニ上京ニ参上テ朕一人ヲ助ケテ以テ衆ト永ク天祿ヲ保ニ事ヲ謀
ル宜ク此意ヲ奉体セヨ

勅使

己ノ三月

柳原大納言
大久保一藏

英國の王子アルフルト西洋の八月八日我國の七月朔日着
船の日積り依之演戲は度々向金張付の画を
持野勝川法眼小社 仰付たり此入費を萬計千

あとの且王子着後

天子は演戲殿へ 行幸有らば供奉せしは

の供まぢハ仙臺殿坂奥平の之處也(命由)

王子の食庭ハ活花を命せしる寶松庵一玉此命

を深大にわると外國人の花をせしる事ありと

ワハもの日本人の愛せしる異しる種々の

花のきを取ると大なる盆にお盛して果しむ故

活花をわけてて賞玩せしるべしとのみ故

も大に花籠小沢山活元々又更し給ふか

とそ

旧幕の時より鷹持はなかりたりし是も右より子に長座
 の一子孫に成るるよしを元鷹正但長谷谷善四郎に言はし
 ぬれ尤も其言の救右の鷹正何れか一松の着服ははしり
 振脱て外園人も鷹を奉る事を學ぶため右より谷の宅
 までお越りしよし然れ外園おれし追々鷹持の意
 ひ開りしよしと云
 榎本金次郎とてしめ○○○○○
 右の助命を傳ひ且日人を祈りたま
 朝廷へ出されしよし
 芝居町役者沢村田之助の妻は去年九月嫁入せしり

同所おけし其名を呼ぶ者少く珊瑚珠の何れ
 名せし其故は嫁入の旨金五百兩と珊瑚珠のたま
 をおひたくお持来せし故に是を此婦人元淀君
 紫君公の妻の御し主役旧幕の旗下某五右右の
 家にお嫁し又去年は此物より田のゆり少く直を
 斬るる故又々難縁となりしあり
 右の婦人おふ故より追々珊瑚珠をおまきしお持せ
 しハ風聞より淀彦閣老たりし以内形賄賂の助
 珠をおむを名とせしよしと云
 此は濱田廣定は十郎と云へり蚊帳を求てはしり

関也

徳川三位中将

伊勢國来名郡

天武天皇御社ハ此旧跡之依之付永世湮没無之板

被為成度

思食之府同所取締中ニテ腐小於テ一取斗旨

以沙汰之事

○

能役者何れも朝臣と成たり不観世大夫ざりハ

何故ク朝臣を固辞して駿列静岡へ以供を致シ

行て歸来を致シ食禄をハ乞さるるを百出され

て士分とあり観世三十郎と号はとそ

本文静岡と云へり駿府の唱替あり其他唱久

小成る處々ハ常列府中を石岡と改め豊子小倉を

香春と改め三州吉田を豊橋丹波田邊を舞

鶴と改めしれり其他ナを有べしれりも傳肉せ

一禮を記さるれり

當古諸藩が事の内侍分以上にて手控を筆草履元

兼り藩ハ紀州長州奥平久松等ありと云ハ紀

第十五号

藩少将に加る龍陸兵も侍以上とて一の為勅令の決後
あて昨今種古中のより只今ふたつハ陸兵小父
袋をゆきまこれ長服差一乃そ勅らむ甚と宿るの
事と云り
毎山知後事の子後より室谷鉄玄情と云仁ふ
て頗る剣術の名譽あり尚耐其屋敷内ふたつ
其右ふ出る者ありとそ近世諸藩供人ふたつハ
元常の實俊首よりしり是等の風を聞るハ翕然と
して之ふあひ遠くもしりて必らも吉の盛養
復き金

明治二年己巳三月

宮許

東京淺草菊屋橋

大黒屋幸助藏版

官 許

明治新聞

明治二年己巳

定稿一

第十六號



官 借
明治二年己巳三月
東京新報社
大馬路

信 寄

明治二年四月

願 志 傳 聞

第十六



明治新聞第十六号

明治二己巳七月十五日

東京出版

○ 箱こ鼓たて脱走だつそうの降伏かうふくハ粮米りやうまい盡つて降くだりし由よし余あは之これに
 て長藩ちやうはんより米まいを脱走だつそう徒とへ送おく了りた夕ゆふの風角かざありたも
 其子こ細こハ知しるもと英人いんじんの活いのよ
 因ゆるふ云いふ昔むかし甲斐かいの信玄しんげんと越後えちごの隆信たかのぶと取
 合あひ有あり信玄しんげんを悪あくし國くにより隆信たかのぶを賣渡うりわたす
 ろくろくハ敵てき多おほれとも隆信たかのぶより信玄しんげんハ隆信たかのぶを送おく了りて
 我われと足下あしもとと争あふ所ところハ武運ぶくわんの上うへの事ことハ何なにも不な

高十六号

自由の事ハ吾國より取入れぬと云送りし事ハ
千古の美談たり長蘆より脱走乞小糸を送りし
事英人の事ハ所如くあれハ実ハ強信の心と一松を
世に傳ふべきの美事なり

○ 押小路大夫

父遠江権介儀病隠の身を以ては時勢をもお舟(ま)を
浮浪し徒お集め愚民を盡惑し容易なるざるは危
害を醸成しは故不届くまふ依に謹慎宗家へ
被 仰付し事

宗家より右大臣三條口の事なり是も

此處一の文云あれとも大抵同根なり故畧す
是迄奈良府支配し処今没軍務官支配社 仰付し
皆此者おせし事

行政官

十津川へ又て鳥合の浪士数多入組沸騰をこれより
て紀別峯和田新宮オハ自然右の徒入込り伺才
ふ及たす即刺互捕り根者違有るよし且正親町三
条公説はして十津川にハ地城お成りよし
元三州の士河合縫殿の助張おして元阿州藤岡田

四郎元尾州藤山田元雲祓元野州太田原藤手塚為
 之助同志監約を結びなかり容易ありざる儀あり
 事として由変地雲祓より外三人程及忠より刑法友
 へ自訴よ及びしより露顯より六条會所不於て
 神崎一二三忍本所東田中長之助松尾内記小林鉄
 三由百捕お成り板多田口吉一舟も一兩人也呼出
 そゆ礼儀ありしゆ

右の件とも何れの事あり然時月知れ事へとも此際
 西京より報をねるふよりして江表り連或後ハ五
 月中旬の事と云

○懇本藩知事建白書寫

臣慶順 頓首々々敬白今般

皇國の大基礎被為建作付仰垂問謹て是對仕り臣慶
 順 慚劣不肖事体小於て特職達觀も無少存りへとも
 至廣至大の

勅諭を蒙り緘黙もつ小忍ひを忌憚を顧も上言仕り
 竊謂維新以来兵馬倥傯事務紛擾ふして

御徳化いまま草木小洽く其故ハ大本いまま立ぎ大
 綱いまま振る儀と存存り大本とハ他の儀あり
 廟堂上一和一致恨心戮力 邦家小殉も志存り

小有之綱と刑賞黜陟嚴明あり小有之其他節儉
を勤め礼節を重し功利を弃て誠道を貴ぶ等類臣の
贅言を待た方今緊要事務となす件々左に疎仕作

第一

人材也登用伏惟國家隆替存亡ハ咸く人の善否ニ由
るゆふ制度禁令を精密小致しゆても設施其人を
惜されハ一日も行れ難く古所謂法内人而行又有治
人而無治法の類あり人材の國家ハ關係する事如
此重太小也を依り維新後閣閣寒微を不扱して
御採用有えりへとも期年を過る今日小至る迄未之

治績を奏せり小至るを窺ふ見る百官中或ハ其人を
得ざるの弊有んり弊起る所以を察せり未之選不
法のを惜しりて人々互ニ相推挙を此を以て蔓引相
進習弊いまと除さる小似り且夫方今滿朝才藝の士
不乏といへとも天下衆望の係属する人として指多く
屈せ可らる抑人を用ゆる自と本末の異なるあり之
其本小居り其長小立人極て方正醇厚やして徳望あり
る君子を扱ひ之を以て源を澄し本を正し後初
めて多才多藝の人も各其用を成事業を務る事を
惜くしるる今より盛ん小學校を興し養才選人の

法を以て設可有之れへとも其効驗目前ふり收後小毎
之因て假小郷舉里選の法小倣ひ府簿縣小令一租
額十萬石より一萬石小至り一員を率と一超群被
華の人一員之を公選一凡其人ノ姓名年資及徳
行文学政事を始め各其人の長きを所を簿小概記
一春秋兩次之を官小呈上せしめ大小の官吏缺る
時ハ右簿中より選任を左より濫選の弊も草りの
中なるなり

以下第二より第四策小至る其文極めて長且文中
云々の事あるも小冗れハ再思の後改号小記

浅草の商人田中信系俳名を呂風と称き六月上旬後
を西よりりりり浅黄色の割羽織を着たる廿五六位の武
士呂風小突当らんとも呂風急小身をかませり彼武士ハた
トくとも一々怒り曰く何故小我をささぐるをぞと呂風
武家方の事故小不敬ありと事をも思ふのこし礼
を正し之控れれ武士呂風の一刀をさししるをえり
故ら名前住居小閑札一又云く汝ハ生ねの町人ありハ
よもあるも一必定以平の八千石以上の侍と近頃其仲
成たる者あり我ハ東國某藩と某と者こそ是れ也
立合へしと勝負せしとて侍も白洞も閑されハ進退

此小究りたり呂風常小浅草觀世音を信仰し
 此時呂風心中小曲も免れ思災と思業を定め百方
 を速る中彼の觀音を一心小念とりし武士ハ益
 たちて手先を拭ひ鏝元七八寸拔出
 一ツが勝負と浩寄おし黒羽二重の羽織小白下着
 を着たり三十斗の婦人來りて武士の襟をとり
 早く來ぬへと云へハ武士ハ詞もゆる呂風を
 て其終直立去り是を觀音の加護なりと
 と呂風の親友某の直活せしを聞し

明治二年己巳三月

言許

東京淺草菊屋橋

大黒屋幸助藏版

官 許

明治二年己巳

明治新聞

第十七號



東京芝草紙屋
明治二年四月三日

明治二年四月

願 旨 傳 備

第十七号

明治新聞第十七号

明治二己巳七月二十五日

東京出版

○大村 彦建言書写

私封土の儀ハ

一条天皇永延以来八百余年恩賜の封土小少なり
 へハ版籍返上の儀臣子の分として取扱ひ上
 ぐこく何れとも与奪の権ハ上とて茲為制ハ儀ニ
 付何分も此差圖を待ハ自然ひそく小爰見仕
 りへハ今日の勢ハ郡縣の制ハ迄也 而後古ハ
 ハ宜しうもる爰存ハ斯中上ハ連も聊封土私有

の不幸なるハ其れを後々同心戮力其輔翼
天朝ト迄の儀と存存レ此後忌諱を憚ククモ献言
仕レ以上

四月廿八日

大村丹後守

右版籍区上小多ク知後事は 仰波の事ト云

○ 静岡駿府 (よりの妻中) 小佐川民部大補及小附添
收朝の士の内小沢沢芝大主トリ者フランス國小滞
留の中器物交易のため自分の手元へ二万支の利

分を多ク入たり於此外小及物買入且彼地
賣残一の器物を日本へ持帰り是等ハ三斗
りの事あるとも先以て換渡小於て賣拂代金又二
万支余小お成前書の貯金と合て四万支余の金ハ
全く自分の文覺みてはた日事小相違ふ一然る小
民部大補及手元へ暇を乞ひ静岡へ在越中將振
へ所々公いこ一右の四万支ハ駿州一急の雜商人へ
施しとて分配一自分ハ一錢をも身小附ぞフ
ランケット一枚小て勅方勉勵致しゆ一是誠小
其君へ忠節他事ト云所ありへ一と云

德川新三位中将家来

栗本貞次郎

右之者此及海外旅行之儀願出之官差許リハ
統而も通行無差支也差許下且差掛要用之
儀ハ相當之由扶助沙下ハ採之助へ依頼致之

日本國

外國友知事

明治二己巳年
六月九日

伊達中納言

規則

各國條約書中^{チヨウヤク}有之ハ条々ハ一々相心付テ

ハ事

何事ふよ^ニ皇國の由為と可相成筋見聞此
節ハ精々心を用ひ穿鑿^{センサク}を遂^{トホ}上書面を以て外國友
又ハ神奈川大坂兵庫^{ひょうご}長崎新泻箱館^{あしがら}の内外國掛由
役所へ飛脚便の首^{ウチ}のヤ^{ウチ}抵若又書通不便の節ハ歸
國の上^{ウチ}のヤ^{ウチ}出事

銘々父母の邦を去るれ外國へ飛抵ハ儀と付各覚悟^{クワクド}
可有之儀ハ由^ニも一身の懐^{ウチ}之方ハ不及^{ウチ}の事ありとも
御國の由外聞ふ不^{ウチ}成^{ウチ}心^{ウチ}がけ
の事上且引當無^{ウチ}外國人より借財の事決^{ウチ}して

不_レ成_レ万_一旅_費其_外差_ささ_へ無_余義_義外_外國_國あ_あひ_ひて
借_借財_財致_致り_りて_て返_返國_國の_の甚_甚迄_迄不_不何_何極_極あ_あも_も致_致一_一償_償ひ_ひ度_度一_一
決_決一_一て_て不_不義_義理_理の_の事_事仕_仕る_る友_友若_若又_又引_引負_負亦_亦致_致一_一せ_せま_ま
道_道れ_れ留_留一_一追_追て_て相_相顯_顯れ_れり_りふ_ふ於_於て_てハ_ハ當_當人_人ハ_ハ勿_勿論_論主_主家_家一_一歎_歎
迄_迄其_其時_時宜_宜ふ_ふよ_より_り急_急度_度以_以咎_咎の上_上借_借度_度一_一の_の儀_儀一_一の_の在_在
仰_仰汲_汲り_り事_事

海_海外_外旅_旅行_行中_中の_の國_國人_人と_と出_出會_會り_りて_てた_たと_とひ_ひ不_不お_お知_知と_との_のふ_ふり_り
と_とも_も互_互小_小相_相親_親一_一と_と其_其者_者不_不心_心忒_忒の_の事_事有_有之_之り_りて_て異_異見_見
さ_さ一_一加_加へ_へ或_或ハ_ハ病_病氣_氣才_才難_難苦_苦の_の体_体見_見ま_まて_てく_くぬ_ぬり_りて_て成_成
丈_丈杖_杖助_助致_致一_一き_き一_一の_の事_事

外_外國_國へ_へ對_對一_一恨_恨を_を含_含え_えり_り事_事有_有之_之り_りと_とも_も一_一の_の成_成丈_丈堪_堪忍_忍い_い
と_と一_一不_不は_は止_止節_節ハ_ハ其_其土_土地_地の_の役_役不_不へ_へ祈_祈へ_へ静_静小_小筋_筋合_合れ_れ一_一
夢_夢ひ_ひ一_一り_り何_何程_程忿_忿怒_怒小_小堪_堪へ_へさ_さる_る事_事す_すり_りと_とも_も決_決一_一て_て外_外
國_國人_人を_を殺_殺害_害い_いと_と一_一又_又ハ_ハ疵_疵負_負せ_せり_りよ_よふ_ふの_の舉_舉動_動致_致を_を間_間
受_受り_り事_事

仰_仰汲_汲り_り以_以平_平章_章ハ_ハ大_大切_切小_小取_取扱_扱ひ_ひ返_返國_國と_と上_上の_の事_事返_返納_納
尤_尤當_當以_以役_役所_所小_小限_限ら_らも_もお_お書_書何_何れ_れの_の湊_湊と_とも_も悔_悔着_着と_と款_款
合_合次_次第_第お_お納_納り_りて_て不_不苦_苦事_事
他_他國_國の_の人_人別_別小_小加_加り_りの_の事_事并_并宗_宗の_のお_お改_改り_り義_義堅_堅く_く以_以割_割禁_禁
し_し事_事

年限之儀ハ別段に定奪くりしとも凡十年ハ此許容の
以下事

年限を互無滞返國の上旅行中の始末委細より上
事

右之條に堅可相守者也

年月日

外國友々

下総國匝嵯郡椿村長手跡治玄清先以佐倉知藩事
へ出於一自己の財を出して郷校を取立んとせし
事ハ既小第三号小記せし今小を其事成功小及

ひ教育盛ん小行る因て右願文の大畧を記せ曰く近來
四海文運日に開け邊鄙閭巷の細民小至る迄皆文学
の尊を知り其道小志及教子相見へは是時小あり
鼓舞作真仕へハのれも大道の要を知り風俗も自然
仁厚小おもむきこのり存り然更私村方小於てハ他城
下を距る事十里小ハハは学問所へ出也教諭を蒙り
小義相成兼ヤハ於てハ郷庠を設け民小孝悌の義を
教ゆ漢土の古制小倣ひ當所も郷校也取建建成
下及存り小農隙ハ勿論朝夕出入の及毎
其中へ入る也孝悌の義を承知為致りて寒月の久

自ミラガマシ願ハク白ハクの者道路ミ負ミ戴ミせきミの美俗ミも相成ミ由ミ
 の中ミ存ミ存ミ尤ミ近ミ未ミ打ミ破ミき莫大ミの由費用ミは為ミ在ミ作
 折柄ミ由ミ度ミ作ミ作ミの郷ミ庫ミ造ミ立ミの入用ミより書籍ミ其外諸雜ミ
 費ミ不至ミる迄ミハ私ミ一ミ己ミの力を以てお年ミへミありミ作ミる右地所
 丈ミハ由ミ引ミ高ミ小ミ社成下ミ及且當分ミる由教諭ミ被成下ミ作
 由仁ミ也ミきミ一ミ社成下ミ及此段伏ミて由教諭ミ上ミ作ミ
 右郷校ミを作新精舎ミと名く又教諭人姓名を左ミに記ミす
 牧野久五郎 續 尋次郎
 菱川慎之助 田中綱一郎
 八木弘二郎 西大深造

明治二年己巳三月

官許

東京淺草菊屋橋

大黒屋幸助藏版

官 許

明治新聞

明治二年己巳

定價一匁

第十六號



明治二年己巳三月
岩山堂藏
...

信 書

明治新関第十八号

願 旨 簿 冊

第六



明治新関第十八号

明治二己巳八月四日

東京出板

○

此度大塔宮の神号を鎌倉宮と

宣下有く右ニ付相列鎌倉二階堂村へ壮麗なる神社

御造営小相成尤二月初旬より取らる六月中小悉

く出来せり依て七月廿一日御遷宮同廿三日御祭禮

のよし右為

勅使神祇友判事北小路少将殿七月十九日東京を発

駕あり長州藩一小隊警備として出立也

明治新関

右本社ハ四間半ニ二間位茅ぶき拜殿ハ三間半一尺五寸四方尤こけくぶきあり往昔御首を埋め奉り一所へ此宮出来相成べきの処山上少て地形せまき人右へハ塔を立て平地小行宮を造営せしと云

○西京赤心士歎願書の写 西京近報

皇國の所為小仁義赤心の集士を以て人数の多少小よしく一隊を組立や及尤隊長多き所なりてハ毎名迄黨もお當りせ入る所何とそ 所殿中務のため右一隊附屬注 作付ハ極は彼此段せ取ハ但金穀オの多一切形出不仕私取補の仕名去一隊組立く上虚実強憶也

見察く上此用少も一のお立儀小中をりて追て此沙汰の段是亦せ取以上

六月

吉原主税
吉田次郎
此外
赤心士

有栖川御殿

右役人中核

右組立規則

一先つ仁義の旨を専らと集士おむくひ議論を遂げ実以て赤心の士を致し組立へ
但一強弱藝能小かくも赤心を旨とせ

- 一 衣服の義ハ暑寒とも木綿を用ひ袴羽織おも同格少く更小結布ハ用ひざ
- 一 大小柄糸の義ハ白糸を以て巻立一体たぐへ
- 一 強氣を何れも心中小強正を決心一表小仁義を立通行ハ勿論常々の心得暴行を禁一万事滅実を以て所置致さへ
- 一 非常の節ハ同士一致義の為小心命を惜まるとして名を末世小残を告とせ
- 一 他藩ハ勿論町人百姓小對しても聊々五常の道をしつゝも仁を施し不戦して天下を治め無強して

- 人々自り貴と恐れを成を第一と私心を去り天下國家の為小を告とせ
- 一 為仁義ハ強きを制一弱きを助くるを告とせ
- 但一金銀衣食オの儀ハ決してわづらひ
- 一 若一國の為小戦争有之ときハ互み助け救ひて聊も私の功名を論せ何事も一隊小して正邪とも小一隊小きむづきを告とせ
- 一 上下を論せ互み赤心を以て萬事を計るを告とせ
- 但一諸藩を以て諸隊小とれ人々自り随従するを第一とせ

六月十三日因列後より會津家来手代木直右より秋
月悵次郎兩人松平小次郎家来へ引渡りしに
依付同世二日東京發途東海道通行して濃州へ差送
りぬ尤兩人とも白木駕籠小青綱を掛有之護兵二十
人其内十人ハ手強十人ハ短筒を持ち隊長一騎少く出立
せり

○

芝新網町寺島店銀次郎女房の姪當年四十一歳に
るく夫銀次郎と合せた時と云當家の女子へ金
三両そへ芝ひ清養育方おる支りとて銀次郎と共

小糸川辺へ死骸小途中おれて同人た後小着せた
衣類の附纏を拵て逆小水中お入て殺し病死の
後小偽り成し埋葬しし其後小糸おおよ強
又金おを添て芝ひうけ是又養育方小差支ぬ
又右よ強と云女子を膝の下へしき胸の所を強
く押へ抱あげてよ強の口中へ乳房を押し入て殺し又
病死の後小偽り成し埋葬しし始末白状お及
七月中糸川おおめて梟首お行れたる世の貧苦お走り
捨子を被る車さへ崗お恐びさるおわづら二三兩の金お
まよひ他人の子を貰ひつけ斯の次第お及ふ事実お

官許

風俗の大害めて世々鬼と称するものハ即ち是等の大
ぐひありべし

高野山
金剛峯寺

昨年来其山内宗流の儀異論沸騰今般監察司差
立られ説諭小及ひり付先非悔悟一同悵和致り後
尤々事々然る上ハ連不盟約々通屹及お守厚々
朝廷之御趣意を服膺一のを報 國恩与
沙汰事

行政友

明治二年己巳三月

官許

東京淺草菊屋橋

大黒屋幸助藏版

明治新報

第十九號

官 許

明治新聞

明治二年 己巳

定價一匁

第十九號

號



明治二年四月三日

東京芝草堂星齋

行政

大正三年四月

淺草菊屋橋

大黒屋幸助藏板

明治新聞
明治二年八月十二日

明治新聞第十九号

明治二年己巳八月十二日
東京出版

○七月十七日上州各藩待詔局へ建白書写
方今大政御維新紀綱振肅万世不拔の基礎お立
万民鼓舞一実小難有は時言とを存り今日
皇國の急務唯外國に交際の上小有るのこころ
内顧のうれい少むを在り就てハ上下同心戮力
其道を研究仕りハ國事小於て決して憂の儀
有る皆去とひそり小愚考仕在り更近は外國
通債の箋とて在職方は苦心夫と下問有る実

皇國は栄辱の機と存存此儀をやり小此措置を
在為左及涓埃の微衷存付り支恐悞を顧みず
左ニ申上り

御國産の諸品物全國商人ともより外國小賣波
其價を不受直ち各國の通債小當て我商人とも

朝廷より價金此下げた成及存存今此施
行の猪幣を以て商人ともへ此下波おぬりハ數年を
出でて此國債返済の致追て新貨幣此铸造
し言正金此引替ハささやく此成下波存存右

ハ上野國産生糸蚕種賣買の商人とも多分有るは皆
上野全國あても万分の一を補ひのりハ後々小放て
篤と商人ともへ教諭仕 御業おと互に根可仕りへと

も上野全國あてハ九牛の一毛も當ふりハ皆
皇國全列右枚存存体付り根奉希り

七月十七日

上州列藩

○

英國王子七月廿五日東京延遼館を濱へ着王子の
供あて来れる士友ハ十二人あり

ミットホール。アダムス。高輪より枝濱へ迎ひ出王

子小随従まゐりして来るレイホルトを延邊館へ出張あり
同廿八日午半刺英王子参内あり前導小烏帽子直
垂の騎馬一騎其次阿列兵隊二小队其次別手組騎
馬あて五十騎其皆小衣冠束帶の友員四五人右八櫻
田中井井関寺島等あつて兵部省友員一人騎馬
なり其次英人赤色の服あて二小队次小英國王子の
馬車あり車中の前小英人二人其うしろ小英の士友又
ハ公使の中をと思ふ者二人其後ろ小英王子と大原以
束帶あて同車あり又馬車一ツ此内も士友と覚
しき者二人乗組たり後て友員一騎又其次小英

騎兵五十人尤も五人ツ一行あて何れも拔劍を携へ
頭小赤毛の冠をりぶれり次小外國方歩行の士五十
人むりり此皆小英士友二騎次小一橋兵隊二小队白
服あり終て英士友と覚しき者十四五人其外歩兵
騎兵あり歸路同断歸館ありて少くも仁和寺
宮旁向有るり

同廿九日赤坂紀州邸より英王子へ馳走の能兵行有
る番組左之通

弓八幡 羽衣 小鍛治 經政
狂言 墨塗 太刀奪

右の如く少くして饗應ハ日本料理あり尤も八百善の仕
出—少くして弘大あり馳走あり其入費五百金余の内立献
昏有くとも之を畧せ

- 槍術 劍術 駄毬 角力 太神樂 手品
- 輕業 力持

右等も見物為被りつものふ有之—
八月一日延慶館ふ於て角力有之

○保科家歎願書寫

正金引換の箋ニ付此沙汰に振彈正忠—め重役とも
迄委細を謹承り然支連年此國事此多端ニ付て

弊邑不及あり—老力殆んと疲弱お放志りのあり
是水害打續き莫大の損失も此なり官家未扶助方
も行届兼の中と苦心孤立り支へ此布告お放り交存
下民愚暗の者

朝廷より此布告の由旨お取も貫徹不仕彼是焦慮仕
休仍て此被村長よりの歎願書差添な於上り官厚
御廟議を以て當十月中迄日延の素形此聞届お放
り格を預り以上

飯野 某

七月二日

○何れ心入り蘇給前入願本

口

東京紀問所小入箱館降伏人榎本釜次郎松平大
 郎荒井郁之助大島圭从松岡岩吉相馬主計駿藩へ
 引渡のお成事駿藩へ未と収納無く脱走人多
 人数引渡お成りとも申も生活お立る方との怨
 察みて引渡無く諸藩へ引取とのお成事小決
 よし古屋作左工門も降人の中小有くよし
 横濱より来り人の話し榎本の写真を外國人
 争て賞求む但し方今有名の有職方三條岩倉二
 公をとりめ二三十名の写真を合せて一帖仕立
 て賣り其價金三兩あり右ハ鹿兒島宇和島高鍋

水戸東久世木戸大久保後藤其他ハ忌れたり

○七月十四日五島両家へは甚しき写

福江藩知事

其方儀先般末家五島銃之丞元知行所郷村一の請取
 旨に 仰出に付てハ藩士共へ付精々鎮撫を加へ
 可取斗い処遂小民心沸騰ふ至りハ阪全示方
 不行届付此夜一の張 仰付美ハハとも格別の
 沢を以て差扣社 仰付事

七月

太政友

五島銃之丞

其方儀先般末家五島銃之丞元知行所郷村一の請取

其方元知行所^{ごう}に村先般本家福江慶知事へ可引渡
 旨に 仰付^りに付てハ村役人其外小民^らも至る迄心
 ね遠^く毎々^に極^く中^にささく一可取^り斗^を答^へし支^は遂^に小民心沸
 騰^ぎふ至^りり^の故^に全^く示^し一方不行届^に付^て此^の夜^にの社
 仰付^て美^しゆ^へへとも既^に引渡^せぬ^に美^しに付^て格^別に^は沃
 を以^て謹^ん慎^に社 仰付^りの事

七月

太政友

右風^中ゆ^ふハ五島^銃に^て巫^ハ三千石^中に^て打出^言た^ル凡
 三万石^程も有^りの^ゆに然^るふ此^の及^び本家^の言^はれ^は積^り
 込^ふ成^るふ^ゆに^て民心^{沸騰}ふ^及ひ^しゆ^に

許官

明治二年己巳

明治新聞

第廿二號

官 許

明治二年己巳

明治新聞

第二十二號

新報館



石地... 三万石... 民心沸騰...

浅草菊屋橋

大黒屋幸助藏板

明治二年八月廿日

明治新聞第二十号

明治二年己巳八月廿日

東京出版

○濱田藩事情書写

恩義を泰山の重きふ比——性命を鴻毛の如く軽ん
 せんと古人の金言宜むりくか宴小濱田藩士尾関若
 狭切腹せ——其来由を尋る小慶应卯年の夏長
 州兵を出して濱田城を攻る事甚急ありとい
 へとも此を助くるの兵あり孤立して防禦術なく
 終ニ自焼して雲州小落本を其後慶喜公の世と
 成て

朝廷より長洲小和をたきしめりゆされとも長
洲より濱田城を渡さし故小濱田族家士を養ふ
の地ふく徳川家小歎訴ありりハ雲州にて替地
を賜るへとの事あれとも天下多事ふして
封土を調へるの暇なく徒らふ月を経りハ上下大
小困苦し頻り小歎願し終小重臣の之なきは諸
臣追々京都小推参して歎きける此時慶喜公政
権を奉還して大坂へ退去りりハ濱田族士も
供養しりりふさるは正月三日伏見の挙動あり
濱田の人々も共小此戦争を助るる疑ひを蒙り

て弥濱田城をも召上られ代地ハ猶更賜るは一
家中飢渴小苦しむ今小あいて重臣とも再ハ京都
小出歎訴しりハ伏見の役小慶喜を助るハ疑ひを
蒙りハとも決して錦旗小敵對仕ハありハ徳川家
より濱田の替地を与へんとて未だ其地を渡されざハ
族士を扶助の手當なく一同困苦小迫りて詮方なく歎
願として大勢京都へ出り支慶喜大坂へ退城ニ付供養ハ
支尚又正月ニ至て京都参 内の混し有るハ皆伏見迄
兵出り支斗りハ暴舉ニ出逢ハ実ニ恐入ハ何卒右ハ次
第故寛典の 御所置を希ふと云然る小従

朝廷尋問ありらるハ伏見の事件ハヤ開くと支其理を
さふあはる昨年長洲ニ向て兵端を開きたるを曰其は
ハ徳川家より長洲 朝敵とあり一故誅伐せしむとの
命令あり然れとも其刺主人より人数を出せしふ
ハあはる長洲より我封境を侵掠せむ故止をほす
して戦ひし然れとも援兵あらず孤城守りしとき故
ハ朝敵ハ城を渡さん事

朝廷ハ對一恐入自焼して立退りて之曰く然らハ主人
當夏ハ至る迄上京も不致更ハ勤 王の実効なり斯
の如きハ如何曰く主人事去夏より脚痛みて已ハ

長洲合戦の時も後士の指揮も出来ざる程の事ニ
て當時猶平卧仕りぬ故ハ勤王の志ハ切しといふと
も止しことを得ず遅滞ハ及びり故ハ當春早速ハ
重臣の者ハ命して 天機を伺ハ一めりて之曰く
申開く事一承り届ぬ主人を咎むハ及ばず但
臣下と一して錦旗ハ発砲せし其罪料のなれがど
重臣の内ハ一ハ切腹して謝罪もハ一との事ハ重臣
一同屈服せし一して錦旗ハ発砲せしハ非ざるハ前
日申開く事あり然るハ再び此命を蒙りてハ此情
ハ仕りかたしと断然中出して猶再命あはるハ一同切

死もまべき有極ありしハさてバ汝ら主家本領
 安堵を希ひて鬼も角も一人切腹せよとの事重
 臣とも彼是とヤ開きまゐる時ハ命を惜むふ似たれ
 とては清しきバ誰彼といふんより一同腹あき
 切て死出三途をともあん行んとて此叛をも届け
 たりし其儀決して無用あり左根の無謀の事
 ありて

朝廷ふそむく時ハ又主家へはろこがひもあるべ
 只一人ハ沙汰のとあり屠腹せよとありけれハ
 詮方あり重臣くド取ふして屠腹せよといふ時

小尾関若狭の曰く我已ふ六十余歳ふして餘命も
 なきそのあり此し之腹切て主家の用不立もの
 なるハ山海の大恩ふ少く報ゆるふ足り長命
 して此好時郎ふあひぬる豈喜とぞくくぞや
 各ハ未だ壮年あり猶勉強して忠勇をあきら
 君恩を報ゆるんとて欣然と人々感涙ふむせび
 此尤ふハゆへとも主家の為ふ死せん事誰も願ふと
 ころなれハ老壯を論じべりしは是非論取ふをへ
 といふを尾関ハ固く制し此夜の中開き一と理を
 盡せり我々又錦旗ふ発砲せしふあはさる事も

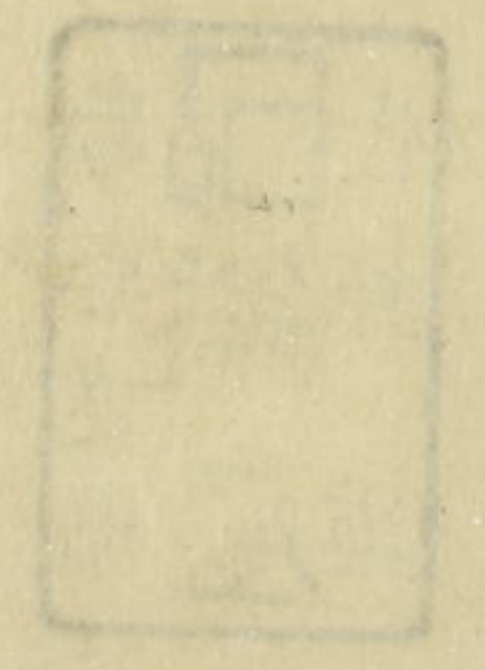
中速ちゆうそくとりし猶主家の安堵あんたふを願ねがひ切腹せつぷくを
 一ひとと斯かの如ごときハナリ開ひらきせしもうひるきふ似にたり
 然しかるふ各おの々おのこの命いのちを落おさしりもあひるきふ似にた
 り我幸われさいわいひふりあまも忘れぬ齡としひるれハ兎うさぎも角かく
 も心こころふハ深こほましりれとも我われへ任まかせりへとて此日このひハ
 退出しゅつぐし翌朝あしたあさハまごどと食ををたち足あしの先まへふ灸治しうぢし
 沐浴みよくし正服せいふくを着きして菩提ぼだい所しよ真福寺まふくじふ入い茶ぢ然ぜん
 として已すでに小腹せうぷくふ突つ立たたり時ときふ家老けらう友人ゆうじん馳は来きり是非是非
 々々老人らうじん一人ひとりを殺ころさし我われら兩人にんも追腹おひ切きるべしと
 て肌押こぞぬぐんとを老人らうじん固かく是こゝを制せいせりとも関せきす

兎角とくかくをりうち終つひふ其事そのことを
 朝廷てうていふ訴うへし者ものありし切腹せつぷくハ一人ひとりの外ほかハ決けつして
 お成なるを再またひ 朝命あさのみことをそむくを主家しゆけの安危あんき
 小関せうかん係けいをへしと屹また嚴命げんめいせりれハ兩人にんハ齒はを
 くひをぞりして止とまり老人らうじんハ微笑びしょうしてりふも快然くわいぜん
 とるさすふて自裁じさいしりりとして
 或大人あるうだいの曰いふ忠臣ちゆうしんを孝子きやうしの門かどふ求もとむと云いり然しかれハ其
 後のちまふ忠ちゆうある者ものハ必かなき 皇國きやうこくの為ためふ忠ちゆうなるべし
 若狭わかつ恩義おんぎの為ためふ身みを顧かへりて從容じゆうじやう死しふ就つく其志そのし
 皇國きやうこくのためふ愛惜あいしやくをりふ足たり然しかれとも世人よじん

多く其死を感歎して自々忠義の志を起せハ
其死亦世教に益ありとせむ

右ハ三月前の事なりよ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 忠義, 志, 起, 世教, 益, あり, せむ, 三月, 前, 事, なり, よ）



代
針
道

岩
守
進
申

益
屋

